

御殿場市水道事業告示第4号

御殿場市水道料金徴収等業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、御殿場市プロポーザル実施要綱（令和3年度御殿場市告示第247号。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月17日

御殿場市長 勝 又 正 美



本プロポーザルは、要綱の規定に基づき、御殿場市が予定している御殿場市水道料金徴収等業務を発注するため、料金徴収等業務に対する意欲、資質、技術的能力等を有する受注者を選定することを目的として実施する。

1 業務の概要

- (1) 名称 御殿場市水道料金徴収等業務
- (2) 内容 別紙「御殿場市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）」、別紙「御殿場市水道料金徴収等業務委託仕様書」及び添付資料（以下「仕様書等」という。）のとおりに。

2 業務の履行期間

委託業務の準備期間 契約日から令和9年3月31日まで

委託業務の履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年8月3日までに御殿場市に対し令和7・8年度の一般競争参加資格申請（物品調達等）を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始

の申立てがあった者でないこと。

- (5) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成４年御殿場市告示第 78 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 御殿場市暴力団排除条例（平成 24 年御殿場市条例第 24 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者でないこと。
- (8) 過去 5 か年（令和 3 年度から令和 7 年度まで）において、給水人口 8 万人以上の水道事業体における水道料金の検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開栓・閉栓業務及び水道料金等計算システム導入の 3 年以上の履行実績を有する者であること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム又はこれらと同等以上のセキュリティ規格の認証を取得している者であること。

4 手続等

(1) 受付事務局

- ①郵便番号 412-8601
- ②住 所 静岡県御殿場市萩原 483 番地 水道庁舎
- ③担当部署 御殿場市環境市民部上水道課管理スタッフ
- ④電 話 0550-82-4602
- ⑤F A X 0550-83-4646
- ⑥メールアドレス suido@city.gotemba.lg.jp

(2) 参加申込書の受付

- ①受付期間 令和 8 年 7 月 17 日（金）から令和 8 年 8 月 3 日（月）まで
（午後 5 時必着）
- ②提出方法 持参又は郵送
- ③提出場所 上記の受付事務局

5 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは下表のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
告示（市ホームページ）	令和 8 年 7 月 17 日（金）
実施要領等公開期間	令和 8 年 7 月 17 日（金）

	～令和８年８月３日（月）
参加申込受付期間	令和８年７月１７日（金） ～令和８年８月３日（月）午後５時必着
参加資格確認結果の通知	令和８年８月５日（水）
質問受付期間	令和８年７月１７日（金） ～令和８年８月１８日（火）
質問の回答	令和８年７月１７日（金） ～令和８年８月２１日（金）
業務提案書の提出期限	令和８年８月２７日（木）午後５時必着
参加辞退届の提出期限	令和８年８月２７日（木）午後５時必着
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和８年９月１日（火）
選定結果の通知	令和８年９月９日（水）
受託予定者の公表 （市ホームページ）	令和８年９月９日（水）
受託予定者との協議	令和８年９月１１日（金） ～令和８年９月２９日（火）
受託予定者との業務委託契約締結	令和８年９月３０日（水）（予定）

6 その他

その他の詳細については、要領及び仕様書等のとおり。